

定期調査報告書
（第一面）

所有者または管理者が異なる場合は
管理者が報告者となる

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この中に記載の事項は、
事実と相違ありません。

特定行政庁 **大津市長** 様

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

報告者 〇〇ビル 管理人 〇〇 〇〇
調査者氏名 株式会社〇〇建築士事務所 〇〇 〇〇

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ0000 タクホウトリシマリヤク 0000 0000
【ロ. 氏名】 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
【ハ. 郵便番号】 000-0000
【ニ. 住所】 〇〇県〇〇市〇〇町0番00号
【ホ. 電話番号】 000-000-0000

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 0000ビル カンリン 0000 0000
【ロ. 氏名】 〇〇ビル 管理人 〇〇 〇〇
【ハ. 郵便番号】 000-0000
【ニ. 住所】 〇〇県〇〇市〇〇町0番00号
【ホ. 電話番号】 000-000-0000

一級建築士、二級建築士、特定建築物
調査員のいずれかの資格を記入

【3. 調査者】

（代表となる調査者）

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 000000 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 0000 0000
【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇
【ニ. 勤務先】 株式会社〇〇建築士事務所
(一級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第 〇-〇000 号
【ホ. 郵便番号】 000-0000
【ヘ. 所在地】 〇〇県〇〇市〇〇町0番00号
【ト. 電話番号】 000-000-0000 FAX 000-000-0000

FAX 番号も併せて記入

（その他の調査者）

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 000000 号
【ロ. 氏名のフリガナ】 0000 0000
【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇
【ニ. 勤務先】 株式会社〇〇設備
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】 000-0000
【ヘ. 所在地】 〇〇県〇〇市〇〇町0番00号
【ト. 電話番号】 000-000-0000

地番で記入
住居表示の場合は末尾に（住居表示）と記入

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 大津市〇〇一丁目〇〇番〇〇
【ロ. 名称のフリガナ】 0000ビル
【ハ. 名称】 〇〇ビル
【ニ. 用途】 物販店舗、飲食店、
指摘が全て既存不適格の
場合のみチェック

主な指摘を記入（概要書は
全ての指摘を記入、書きき
れない場合は別紙を添付）

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ■ 要是正の指摘あり（□既存不適格） □ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 E V 扉の遮煙性能がない（既存不適格）、非常用の照明装置が不点灯、
防火扉の危害防止措置が講じられていない（既存不適格）
【ハ. 改善予定の有無】 ■ 有（令和〇〇年 〇月に改善予定） □ 無
【ニ. その他特記事項】 防火設備定期報告対象（※建基法12条3項の対象となる建築設備等を有する場合は記載）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

建築物及びその敷地に関する事項

法22条区域の場合は記入。

【1. 敷地の位置】

- 【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域 その他 (**法22条区域**) 指定なし
- 【ロ. 用途地域】 **近隣商業地域**

【2. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()
- 【ロ. 階数】 地上 **3階** 地下 階
- 【ハ. 敷地面積】 **1,000**m²
- 【ニ. 建築面積】 **700**m²
- 【ホ. 延べ面積】 **1,700**m²

【3. 階別用途別床面積】

階	用途	床面積 (m ²)
(3 階)	飲食店	300
	スポーツ練習場	200
(2 階)	物販店舗	500
(1 階)	物販店舗	500
	飲食店	200
(階)		
【ロ. 用途別】	物販店舗	1000
	飲食店	500
	スポーツ練習場	200

異種用途区画がある場合は必ず用途別に分ける

【4. 性能検証法等の適用】

- 耐火性能検証法 防火区画検証法
- 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
- 全館避難安全検証法
- その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

- 平成〇〇年 〇月 〇日 概要 (**確-11111 増築**)
- 平成〇〇年 〇月 〇日 概要 (**用途変更**)
- 年 月 日 概要 ()
- 年 月 日 概要 ()

建築確認のない工事は工事完了日を記入

【6. 関連図書の整備状況】

- 【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
- 【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 平成〇〇年 〇月 〇日 第 **確-22222** 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 (**株式会社〇〇機構**)
- 【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
- 【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 平成〇〇年 〇月 〇日 第 **済-22222** 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 (**株式会社〇〇機構**)
- 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
- 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

直近のもの

【7. 備考】

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 令和〇〇年 〇月 〇日実施

【ロ. 前回の調査】 実施 (平成〇〇年 〇月 〇日報告) 未実施

【ハ. 建築設備の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (令和〇〇年 〇月 〇日報告) 未実施

【ホ. 防火設備の検査】 実施 (令和〇〇年 〇月 〇日報告) 未実施

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤) 調査結果表の調査項目との対応を確認

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 防火扉の危害防止措置が講じられていない。(既存不適格)
E V扉の遮煙性能が確保されていない。(既存不適格)

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和〇〇年 〇月に改善予定) 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 非常用の照明装置が不点灯。

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和〇〇年 〇月に改善予定) 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) (機械室)
無

【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (〇〇年 〇月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (〇〇年 〇月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (〇〇年 〇月に改善予定) 予定なし

提出日の3箇月以内で調査の終了日

報告日(受付日)を記入

本市では指定していないことから「未実施」にチェック

指摘が全て既存不適格の場合のみチェック

調査結果表の項目以外の不具合がある場合に記入

調査結果表 2-(11)に該当する場合に記入

平成〇〇年〇月〇日 外壁タイルの全面打診調査済

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等
令和〇〇年〇月	玄関土間タイルの破損	衝撃による破損	令和〇〇年〇月	タイルの張替え
	調査結果表の要是正の指摘は不具合に含まない			

(注意)

注意書きのみのページ添付は省略可

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

調査結果表
(第四第一号に掲げる建築物)

当該調査に関与した調査者	氏名	株式会社〇〇一級建築士事務所 〇〇 〇〇	調査者番号	1
	代表となる調査者	株式会社〇〇設備 〇〇 〇〇		2
	その他の調査者			

調査者が一人の場合は記入不要

番号	調査項目	調査結果			担当調査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		1
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○		1
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○		1
(4)		有効幅員の確保の状況	○		1
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○		1
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○		1
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○		1
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況			
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況			
2 建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○		1
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○		1
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況			
(5)	外壁 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">建物構造により選択</div>	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○		1
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(11)	外装仕上げ材等 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">コンクリート打放しは対象外</div>	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		1
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	○		1
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○		1
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○		1
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○		1
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		1
3 屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		1
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		1
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		1
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況			
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況			
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○		1
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		1
4 建築物の内部					
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	○	○	1
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○	○	1
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○		1
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○		1
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		1
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	○		1
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	○		1
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		1

昇降機扉に遮煙性能無

防火区画を構成する壁がある場合

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○			1
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分 内装制限	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			1
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			1
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			1
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○			1
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○			1
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○			1
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分 内装制限	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			1
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○			1
(25)		特定天井 面積200㎡未満、高さ>6m	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○			1
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○			1
(28)			防火扉又は戸の開放方向	○			1
(29)		(29)～(31)の項目は常閉防火扉は対象外です。当該項目は報告書に別途添付する様式第5号「建築設備等検査結果表」にて検査結果を報告してください。	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉を除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	○			1
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○			1
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○			1
(32)			常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	○			1
(33)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○			1
(34)		警報設備	警報設備の設置の状況				
(35)		令110条の5(法27条1項1号)の基準に該当する場合のみ対象。	備の劣化及び損傷の状況				
(36)	スプリンクラー設備	(法21条関係)基本的に ・延べ面積4500→6000㎡への緩和 ・大規模延焼抑止壁等区画面積4500→6000㎡への緩和 において設置されたものが対象となる。	ラー設備の設置の状況				
(37)			ラー設備の劣化及び損傷の状況				
(38)		居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	○			1
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況	○			1
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況	○			1
(41)			換気設備の設置の状況	○			1.2
(42)		石綿等を添加した建築材料 石綿等を使用していない場合は対象外	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況		○	○	1
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況	○			1
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	○			1
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	○			1
5 避難施設等 避難経路・歩行距離等							
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○			1
(2)		廊下	幅員の確保の状況	○			1
(3)			物品の放置の状況	○			1
(4)		出入口	出入口の確保の状況	○			1
(5)			物品の放置の状況	○			1
(6)		屋上広場	屋上広場の確保の状況	○			1
(7)		避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	○			1
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	○			1
(9)			物品の放置の状況	○			1
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	○			1
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	○			1
(12)			幅の確保の状況	○			1
(13)			手すりの設置の状況	○			1
(14)			物品の放置の状況	○			1
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	○			1
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			階段室又は付室の排煙設備の設置の状況				
(21)			階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(22)			物品の放置の状況				
(23)	等排煙設備	防煙壁	防煙区画の設置の状況 500㎡以内に区画されているか	○			1
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	○			1
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況	○			1.2
(26)			排煙口の維持保全の状況		○		1.2

(27)	その	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○				1
(28)	の		非常用の進入口等の維持保全の状況	○				1
(29)	他	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況					
(30)	の		昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の設置の状況					
(31)	設		昇降路又は乗降ロビーの外気に向かって開くことができる窓の状況					
(32)	備		物品の放置の状況					
(33)	等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○				1.2
6 その他								
(1)	等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)	特		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)	殊	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)	な		上部構造の可動の状況					
(5)	構	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	造	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○				1
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	○				1
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7 上記以外の調査項目								
その他確認事項								
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無								
■有（1、2階） □無								
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	既存不適格はその旨を記入	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			
4(1)	防火区画（堅穴区画）	昇降路の扉の遮煙性能が確保されていない（既存不適格）	遮煙性能を有する防火設備に改修する。		大規模改修時			
4(42)	石綿等を添加した建築材料	飛散防止措置がされていない（既存不適格）	飛散防止措置等を行う。		大規模改修時			
5(26)	排煙設備	自然排煙口が家具等により塞がれている。	家具等を移動させる。		（00年0月）			
	調査項目番号と連動		既存不適格以外は、改善予定年月を記入					

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- 「調査結果」欄は、別表第1（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

（表面）

建築設備等検査結果表

（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）

棟別番号		① or 1号棟		・複数棟ある場合は棟毎に作成 ・棟別名称の記載でも可とする		検査結果			
項目	番号	検査項目等				指摘なし	要是正	既存不適格	
								○	△
1 換気設備	(1)	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）	機械換気設備	<input type="checkbox"/> 無	該当の無い項目については斜線を記入	/	/	/	
	(2)		中央管理方式の空気調和設備	<input type="checkbox"/> 無					
	(3)	換気設備を設けるべき調理室等	自然換気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
	(4)		機械換気設備	<input type="checkbox"/> 無					
	(5)	防火ダンパー等		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
2 排煙設備	(1)	政令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、政令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	排煙機	<input type="checkbox"/> 無	/	/	/		
	(2)		排煙口						
	(3)		排煙風道						
	(4)		特殊な構造の排煙設備	<input type="checkbox"/> 無					
	(5)		給気口	<input type="checkbox"/> 無					
	(6)		加圧防排煙設備	<input type="checkbox"/> 無					
	(7)	政令第126条の2第1項に規定する居室等	可動防煙壁	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
	(8)	居室等 機械排煙設備等があるもの	排煙機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				○	
	(9)		排煙口					○	
	(10)		排煙風道					○	
	(11)		特殊な構造の排煙設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
	(12)	予備電源	自家用発電装置	<input type="checkbox"/> 無				○	
	(13)		直結エンジン	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
3 非常用の照明装置	非常用の照明装置		<input type="checkbox"/> 無		/	/	/		
	(1)	照明器具						○	
	(2)	電池内蔵形の蓄電池	作動状況（予備電源等）					○	
	(3)		照度（物品放置の状況含む）					○	
	(4)		配線の接続状況					○	
	(5)		充電ランプ					○	
	(6)		電源別置形の蓄電池	作動状況（予備電源、切替回路等）					
	(7)	照度（物品放置の状況含む）							
	(8)	分電盤の表示							
	(9)	配線の接続状況							
	(10)	蓄電池							
	(11)	自家用発電装置		作動状況（予備電源、切替回路等）					
	(12)		照度（物品放置の状況含む）						
	(13)		分電盤の表示						
	(14)		配線の接続状況						
(15)	自家用発電装置								

(裏面)

項目	番号	当該施設が防火設備定期検査報告の対象となっている場合は、「4 防火設備 (3)～(16)」の記入は不要	検査結果			
			指摘なし	要是正	既存不適格	
4 防火設備	(1)	常時閉鎖防火扉	外観及び周囲状況	○		
	(2)	■有 □無	固定、作動状況	○		
	(3)	随時閉鎖防火扉	外観及び周囲状況	○		
	(4)	■有 □無	感知器等の連動機構（設置及び機能の状況）	○		
	(5)		閉鎖、作動状況		○	
	(6)	防火シャッター	外観及び周囲状況	○		
	(7)	■有 □無	危害防止装置		○	○
	(8)		感知器等の連動機構（設置及び機能の状況）	○		
	(9)		閉鎖、作動状況	○		
	(10)	耐火クロススクリーン	外観及び周囲状況			
	(11)	□有 ■無	危害防止装置			
	(12)		感知器等の連動機構（設置及び機能の状況）			
	(13)		閉鎖、作動状況			
	(14)	ドレンチャー等	外観及び周囲状況			
	(15)	□有 ■無	感知器等の連動機構（設置及び機能の状況）			
	(16)		作動状況			
特記事項						
項目	番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	
3	(3)	非常用の照明装置 電池内蔵型の蓄電池	非常用照明の不点灯	電球の交換、蓄電池の交換又は照明器具の交換	(〇〇年〇月)	
4	(5)	随時閉鎖防火扉	枠に干渉して閉鎖しない	扉、枠の調整	(〇〇年〇月)	
4	(7)	防火シャッター	危害防止装置の未設置 (既存不適格)	危害防止装置の設置	大規模改修時	
上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項						
注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。 2 この書類は、建築物ごとに作成してください。 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、又は行を追加して記入するか、別紙に記入の上添付してください。 4 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備については、建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。防火設備については、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。 5 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。 6 「4 防火設備」(3)から(16)欄については、防火設備の定期検査報告対象となっている場合は、記入は不要です。 7 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合又は指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合又は改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を括弧書きで記入してください。 8 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、各階平面図に明記してください。						